

## 犬山商工会議所有料バナー広告掲載サービスに関する要綱

平成26年 1月31日 要綱第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、犬山商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員企業の活性化等を図ると共に商工会議所の自主財源の確保に資するために実施する商工会議所が管理する公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料バナー広告掲載サービス（以下「本サービス」という。）に関し必要な事項を定める。

### (広告の掲載資格)

第2条 本サービスを利用できる者は、商工会議所の会員事業所のうち、当該年度に納入すべき会費が納付されている事業所に限る。ただし、商工会議所が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (広告の掲載基準)

第3条 本サービスを利用できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの。
- (2) 法令、条例、規則等に違反し、または違反するおそれのある内容を含むもの。
- (3) 公正な第三者機関の立証データ無しに「世界一」「No.1」等の表記をしているもの、または公正競争規約や比較広告ガイドラインを遵守しないものを始め、景品表示法関連規定に抵触する内容のもの。
- (4) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。
- (5) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのある内容を含むもの。
- (6) 特定の政治上の主義・主張及び活動を推進し、支持し、またはこれに反対する内容のもの。
- (7) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、またはこれに反対する内容のもの。
- (8) 宗教性の意味合いが濃いもの。
- (9) 個人の氏名広告にあたるもの。
- (10) 写真、談話、及び商標、著作物、意匠などを無断で使用したもの。
- (11) 商工会議所が承認、認証、または推奨、その他これに類する行為を行っているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの。
- (12) ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、ホームページの広告として適当でないとして商工会議所が判断するもの。

- 2 商工会議所は、本サービスを利用しようとする広告内容が、前項の各号に該当し、またはそのおそれがあると判断したときは、本サービスを利用しようとする者（以下「申込者」という。）に対し、これに適合するよう当該広告内容の変更を求めることができる。
- 3 前項の規定は、バナー広告のリンク先である会員企業等のWEBサイトの内容についても適用する。

（広告の掲載場所等）

第4条 広告の掲載場所は、ホームページ内のトップページで商工会議所が指定する場所とし、当該指定場所における掲載位置の順列は、広告数に応じて公平性に配慮し、適時順位を変更するものとする。

- 2 前項の指定場所における掲載枠数の上限は、10枠とする。

（広告掲載の期間）

第5条 広告の掲載期間は、1ヶ月を単位とし、最長12ヶ月まで連続して掲載できるものとする。ただし、1ヶ月に満たない場合であっても、その理由が正当なものであれば、この限りではない。なお、再掲載は妨げないものとする。

- 2 掲載期間を1ヶ月とした場合における掲載日は、掲載開始日から、その翌月における当該掲載開始日に相当する日の前日までとする。また、掲載期間を複数月とした場合における掲載日は、掲載開始日から、その掲載期間の最終月における当該掲載開始日の相当する日の前日までとする。ただし、各場合において相当する日がないときは、当該月の末日までとする。

（広告掲載の開始日及び終了日並びに時間）

第6条 広告掲載開始日は、広告掲載期間の初日とする。

- 2 広告掲載終了日は、原則として広告掲載期間の最終日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日または広告掲載終了日が、土・日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日、または商工会議所の休業日に当たる場合は、翌営業日を広告掲載開始日または広告掲載終了日とする。
- 4 広告の掲載時間は、原則として広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとし、広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、原則として次の各号に掲げる金額に消費税を含めた額とする。

- (1) 1ヶ月 2,000円（税抜き）
- (2) 6ヶ月 10,000円（税抜き）
- (3) 1年 20,000円（税抜き）

- 2 第5条ただし書きに規定する1ヶ月に満たない掲載期間の広告掲載料は、商工会議所が別に定めるところによる。

- 3 広告画像を変更する場合は、別途、次の金額に消費税を含めた額とする。

広告画像を変更する都度 500円（税抜き）

4 商工会議所が認めるときは、広告掲載料を減額、または、免除することができる。

(広告画像の規格等)

第8条 掲載する広告画像の1枠あたりの規格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) サイズ：縦60ピクセル×横200ピクセル
  - (2) ファイル形式：JPEG、PNG、GIF（アニメーション不可）
  - (3) データサイズ：500キロバイト以内
- 2 前項に規定する規格は、面積によって加算、分割できないものとする。
- 3 第1項の規格の他に次の各号の表現を含んだ広告画像は、禁止とする。
- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
  - (2) アラートマーク
  - (3) ラジオボタン
  - (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
  - (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(広告掲載申込方法等)

第9条 申込者は、『犬山商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載申込書』（様式第1号）を、掲載開始予定日の6ヶ月前から10営業日前までに、商工会議所に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第10条 商工会議所は、前条に基づき申込みがあった場合は、速やかに内容等を確認し、掲載の諾否を決定し、申込者に通知するものとする。
- 2 掲載の諾否の決定に当たって、申込者が多数の場合は、申込先着順とする。
- 3 申込に係る広告が第3条第1項の各号に該当する場合は、掲載を承諾しない。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載承諾の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を商工会議所が指定する方法により、速やかに納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第12条 広告主は、広告原稿を商工会議所が指定する期日までに提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消し)

- 第13条 商工会議所は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができるものとする。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
  - (2) 広告主が第3条第2項の規定による広告内容等の変更を行わないとき。
  - (3) 広告主WEBサイトの内容等が申込時のものから変更され、第3条第1項の各号に該

当すると判断されたとき。

(4) 広告主WEBサイトが正しく動作していないとき。

(5) その他、ホームページへの広告掲載が適切でないと商工会議所が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2. 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告を終日掲載しなかった日数について広告掲載期間の日数に応じて日割計算(1円未満端数切捨て)により算出した額とする。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、掲載期間中、自己の都合によりホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、第1項の規定により広告掲載を取り下げる場合は、商工会議所に『犬山商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載取下届』(様式第2号)を提出しなければならない。

3 商工会議所は、広告主から前項に規定する書類が提出された場合、速やかに当該書類に基づいて処理するものとする。

4 前項の規定により広告掲載が取り下げられたときは、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の中断)

第16条 広告主側の原因により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、これによって生じた保障については一切の責任を負わないものとする。

2 商工会議所側の原因により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、その復旧に努め、金品などによる補償は行わないものとする。

3 天災地変、通信事業者によるサービスの停止・中断、通信回線の障害、第三者によるハッキングやクラッキング等の不正アクセス、停電、その他、商工会議所の責めに帰すことのできない事由により本サービスが中断した場合には、商工会議所は、一切の責任を負わないものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、商工会議所に対して保証するものとする。

3 第三者から広告掲載等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告内容及びリンク先の変更)

第18条 広告主は、広告内容及びリンク先を変更しようとするときは、変更開始予定日の10営業日前までに商工会議所に『犬山商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載変更届』(様式第3号)を提出しなければならない。

2 商工会議所は、前項の規定により提出された広告内容等の掲載の諾否並びに掲載広告の変更について、第10条から第13条までの規定を準用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項のほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、専務理事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年 1月31日から施行する。